

安中市総合運動公園施設使用料金一覧表（市外）

	区分		午前	午後	全日	夜間	
陸上競技場	専用使用の場合	市外	3,150円	4,400円	7,550円		
	個人使用の場合	市外	1人1回	240円			
	定期 高校生以下	市外	1人1年	2,990円			
	定期 一般	市外	1人1年	6,170円			
プール	一般・高校生	市外	1人1回	460円			
	小・中学生	市外	1人1回	220円			
	幼児	市外	1人1回	150円			
	専用使用50メートル	市外	4,800円	7,210円	12,010円		
	専用使用50メートル	市外	9,620円	14,430円	24,050円		
テニスコート	専用使用 1コート	市外	1,040円	1,560円	2,600円		
	個人使用 1人	市外	190円	270円	460円		
	定期 高校生以下	市外	1人1年	2,990円			
	定期 一般	市外	1人1年	6,170円			
野球場	入場料徴収無 高校生以下	市外	3,150円	4,220円	7,370円	3,150円	
	入場料徴収無 一般	市外	6,170円	7,920円	14,090円	6,170円	
	スコアボード電気設備	市外	1,040円	1,040円	2,080円	1,040円	
	放送設備一式	市外	1,040円	1,040円	2,080円	1,040円	
	照明施設一式	市外	夜間使用30分につき 5,600円				
	職業	市外	123,440円	176,450円	299,890円	123,440円	
少年野球場	高校生以下	市外	1,400円	1,750円	3,150円		
	一般	市外	2,100円	3,150円	5,250円		

令和1年10月1日より 改定料金

- (注) 1. 「入場料を徴収する場合」とは、入場料又はこれに類する金銭もしくは物品を徴収する場合を、「入場料を徴収しない場合」とは、その他の場合を言う。
 入場料を徴収する場合又は、営利宣伝の目的と認められる行事については、この表に定められる使用料の10倍の相当額を徴収する。
2. 「午前」とは、8時30分（プールにあっては9時）から12時までを、「午後」とは、12時から17時までを、「夜間」とは、18時から21時までを言う。
3. 「市民」とは、安中市内に居住し、勤務し、又は通学する者をいう。